厚生労働省山形労働局委託
令和６年度医療労務管理支援事業

始めよう、
新しい働き方

２０２４年４月スタート

勤務医の時間外労働時間の上限規制の適用が始まりました。

医師の働き方改革
広報キャラクター
ドクニャン

労働時間の管理 / 宿日直許可申請 / 医師の労働時間短縮計画の策定 / ハラスメントのご相談は

山形県医療勤務環境改善支援センター

守秘厳守。専門のアドバイザー（社労士）がご支援いたします。お気軽にご相談ください

医療労務管理相談コーナー

（山形県健康福祉部医療政策課内）

受託　山形県社会保険労務士会　事務局　〒990-0039　山形市香澄町３−２−１　山交ビル８階　山形県社会保険労務士会内　Email　info@sr-yamagata.or.jp

医師の働き方改革

医師の働き方改革
広報キャラクター
ドクニャン

医師の長時間労働によって支えられてきた日本の医療の現状を“改革”し、医師が健康に働き続けられる環境を整備していくことで医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していくための取組が重要です。
こうした取組の１つとして、2024 年４月から残業時間の上限に関する制度が始まりました。

医療機関の経営者・人事労務担当者・医療従事者の皆さまへ

医療機関で働く、医師、看護師、その他の医療従事者のみなさまに対しまして、働く職場環境をよりよくするためのご支援を無料で実施しています。
医療機関における、時間外労働の上限規制の法適用が令和６年４月からいよいよ始まりました。
従業員の方々のワークライフバランスを進めていくためには、病院・医療機関において適切な労務マネジメントの整備、制度設計、運用が大変重要です。
持続可能な地域医療を支えていく皆さまの病院においては、これから先も安定的な病院経営と同時に、働く従業員の方々の職場環境を整えていくことが、引いては、患者様の満足度向上に繋がり、好循環経営を生み出します。
山形県に設置しています、山形県医療勤務環境改善支援センターでは、医療労務管理アドバイザー（社労士）と、医業経営コンサルタントが皆さまをご支援をいたします。
また、基本的な労務管理の勉強会や、ハラスメント防止の取り組み方、セミナー等に講師として社労士等の専門家の派遣をいたします。

まずは、お電話ください。丁寧にご相談をお伺いいたします。

- □ 長時間労働の縮減に向けた取組
- □ 業務のタスクシフティング
- □ マネジメントシステムの導入等
- □ 人材確保・定着に向けた取組　等
- □ 医師の労働時間管理の仕方
- □ 宿日直許可の申請関係
- □ メンタルヘルスのマネジメント
- □ 院内・院外ハラスメント対策

相談・支援無料

守秘厳守。専門のアドバイザー（社労士）がご支援いたします。お気軽にご相談ください。
労働時間の管理 / 宿日直許可申請 / 医師の労働時間短縮計画の策定 / ハラスメントのご相談は

山形県医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理相談コーナー（山形県健康福祉部医療政策課内）

お問合せ・お申し込み

023-631-2959

受託：山形県社会保険労務士会 / 事務局 :〒990-0039　山形市香澄町３−２−１ 山交ビル８階
山形県社会保険労務士会内　Email　info@sr-yamagata.or.jp

ご相談は下記フォーム
からお申込頂けます